

静岡県告示第839号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

第8を次のように改める。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし」に、それぞれ定めるものとする。

別紙を次のように加える。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県さんま漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

定置漁業（法第60条第3号に掲げる漁業及び静岡県漁業調整規則第4条第14号に規定する小型定置漁業（漁具を定置して行う漁業であって身網の設置される最深部が最高潮時において水深27メートル未満であるものに限る。）をいう。以下同じ。）については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
-------	------------

定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年355日以内とする。
------	--------------------------

(別紙 1—2)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まあじ漁業管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（静岡県漁業調整規則第4条第3号に掲げる小型まき網漁業のうち、たい、このしろ1 そうまき網漁業を除く漁業をいう。以下同じ。）及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
小型まき網漁業	1 隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年355日以内とする。

(別紙 1—3)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県まいわし漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び定置漁業については、許可隻数、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
中型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
小型まき網漁業	1隻あたりの操業日数は月27日以内とする。
定置漁業	1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。